

# 山口県報

平成25年  
7月19日  
(金曜日)

## 目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普  
通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

道路の供用の開始(道路整備課).....

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

○選管告示

政治団体の名称等.....

政治団体の異動事項.....

解散等に係る政治団体の名称等.....

### 山口県告示第二百八十九号



土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十五年七月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 形質変更時要届出区域  
周南市野村南町四八三八の一の一部、四九七六の一部、四九七六の一の一部及び四九七六の二の一部
- 特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当  
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

### 山口県告示第二百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年七月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
おだ薬局		周南市大字大河内二五六の八		平成二五、五、三一
まちのくすりやさんえもと		熊毛郡田布施町大字下田布施九一		平成二四、九、三〇
薬局		八の一		

### 山口県告示第二百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年七月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
そだくりニック		岩国市山手町一丁目二番六号		平成二五、七、一



社会福祉法人 グリーンコープ	福岡市博多区 博多駅前一丁目 五番一號	ふくしサービス センターい	岩国市錦見八 丁目二三番一 號	介護予 防護所	平成二 四五	〃
医療法人健仁 会	山陽小野田市 日の出三丁目 七番二號	紫苑リハビリ 内科クリニッ ク	山陽小野田市 大字厚狭五〇 三の一	介護予 防護所	〃	〃
〃	〃	介護老人保健 施設あさ紫苑	〃	〃	〃	〃
株式会社プロ ツグ	宇部市大字西 の岐一〇〇三 の三	落のとう薬局	山口市鱈石町 一番一〇號	介護予 防護所	〃	〃
有限会社いく も	防府市八王子 二丁目一番 一九號	いくも薬局八 王子店	防府市八王子 二丁目一番 一九號	〃	〃	〃
株式会社成和 薬局	岩国市麻里布 町一丁目三番 四號	成和薬局高水 前店	岩国市尾津町 二丁目二三番 一三號	〃	〃	〃
岡崎薬品株式 会社	周南市速玉町 五番一三號	やまと薬局	光市大字岩田 二四八の一	〃	〃	〃
株式会社エス マイル	広島市西区商 工センター六 丁目一番一	オリーブ薬局 徳山中央店	周南市二番町 一丁目四番三 號	〃	〃	〃
総合メディカ ル株式会社	福岡市中央区 天神二丁目一 四番八號	おだ薬局	〃 大字大 八内二五六の 六	〃	〃	〃
株式会社きわ なみ	宇部市大字際 波七二五の六	きわなみ苑デ ィサービスセ ンター	宇部市大字際 波六六三の三	介護予 防護所	〃	〃
テシマ株式会 社	山口市阿知須 七四一八の八	ディサービス センターてし ま旅館	山口市阿知須 七四一八の八	〃	平成二 〇四	〃
株式会社清水 製材所	防府市新築地 町二六の二	アシストケア クラブこくが	防府市国衙四 丁目三番四七 號	〃	〃	〃
一般社団法人 Pia Core	下松市望町三 丁目四番二四 號	ディサービス 和	下松市望町三 丁目四番二四 號	〃	平成二 一五	〃
有限会社生活 サポーターお りづる	光市丸山町一 番一二號	ディサービス センターおり づる	光市丸山町一 番一二號	〃	〃	〃

山口県告示第百九十四号  
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規  
定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意  
に関する告示（平成二十一年山口県告示第百八十六号）に係る指定漁船を普通損害保  
険に付すべき義務は、平成二十五年七月二日限り消滅した。  
平成二十五年七月十九日  
山口県知事 山本 繁太郎

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区

山口県告示第百九十五号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道  
路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成二十五年七月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課に  
おいて一般の縦覧に供する。  
平成二十五年七月十九日  
山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道  
路線名 光上関線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
	新	旧			
熊毛郡平生町大字曾根字百済部浜一八の三地先から同郡同町大字佐賀字下防地一一九六の一地先まで	最狭 一一・三 二一・八	最狭 一七・〇 二八五・六	二八〇・三	完了による。	道路改良工事の

山口県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光上関線	熊毛郡平生町大字曾根字百済部浜一八の三地先から同郡同町大字佐賀字下防地一一九六の一地先まで	平成二十五年七月二十日

山口県告示第二百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、錦川総合開発事業旧市道宇津・平瀬線付替道路足瀬橋架設工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年七月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 錦川総合開発事業旧市道宇津・平瀬線付替道路足瀬橋架設工事（上部工）
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字貂ヶ淵から同市錦町広瀬字好ヶ瀬までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼単純ローゼ桁形式橋りょう	一一七・五メートル	四・〇メートル (車道三・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十五年七月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上（県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者については、九百以上）であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(一) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

(三) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年七月十九日から同年八月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年八月二十九日までに発送する。

その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七一一三七四四)にすること。

山口県告示第二百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町四丁目六九三の三及び六九四の三	四・五	四五・〇	平成二五、 七、 五



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年七月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
かたよせいわみ後援会	片寄 茜	片寄 薫	柳井市姫田/5番/号		平成25、 6、 27

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年七月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県支部連合会	代表者 会計責任者	岸 信夫 新谷 和彦	石崎 幸亮 竹本 真夫	平成25、 6、 25
自由民主党山口県自動車整備支部	〃	齊藤 茂	青木 明	〃 〃 19
かわい美和子後援会	事務所	周南市都町3丁目/10	周南市野上町2丁目/35	〃 〃 〃
齊藤亘後援会	代表者	古屋 光男	緑 信彦	〃 〃 7
徳協大毅後援会	〃 会計責任者	〃	山本 逸雄	〃 〃 25
		松村 武男	松村 武男	
政治結社大日本新政治会救支部	〃	秋葉 博行	藤田 定彦	〃 〃 24
日本弁護士政治連盟山口県支部	〃	鶴 義勝	末永 久大	〃 〃 4

村田信二後援会	事務所	長門市東深川 124の43		〃	〃	〃
山口県行政書士政治連盟	代表者	高杉千河生	藤里 隆	〃	〃	2/
	会計責任者	小田兼次郎	松本 貴志			
山口県自動車整備政治連盟	〃	齊藤 茂	青木 明	〃	〃	1/9

### 山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年七月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
なかよしの党山口県支部	根間 和子	杉山 洋子	下関市樅栗町3丁目4番10号	平成25 6、10